

平成 28 年度における行政不服審査法等の
施行状況に関する調査結果

－ 国における状況 －

平 成 30 年 12 月

総 務 省

平成 28 年度における行政不服審査法等の 施行状況に関する調査結果

－ 国における状況 －

第 1 調査目的等

1 調査目的

行政上の不服申立制度は、行政庁の違法又は不当な処分その他公権力の行使に当たる行為に関し、国民が簡易迅速かつ公正な手続の下で広く行政庁に対する不服申立てをすることができるための制度を定めることにより、国民の権利利益の救済を図るとともに、行政の適正な運営を確保することを目的とする。

本調査は、旧行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号。以下「旧法」という。）、改正後の行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号。以下「新法」という。）等に基づき、国及び地方公共団体に対して行われた不服申立ての件数、処理状況等の実態を把握し、その施行状況を広く国民に明らかにすることにより、不服申立制度の適正かつ的確な運用を図るための基礎資料を得ること等を目的として実施しているものである。今回は 15 回目の調査であり、法改正後としては初の調査となる。

※ 行政不服審査法（用語集 17 ページ参照）の概要は、21 ページの「参考 2」を参照。また、各用語の意義・内容については、17～20 ページの「参考 1」用語集を参照。

2 調査対象機関

本府省庁等 25 機関（地方支分部局等を含む。以下「各府省等」という。注参照）

（注）調査対象機関：内閣官房、内閣法制局、人事院、内閣府、宮内庁、公正取引委員会、警察庁、個人情報保護委員会、金融庁、消費者庁、復興庁、総務省、公害等調整委員会、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、原子力規制委員会、防衛省、会計検査院

3 調査対象事項等

① 調査対象期間

平成 28 年 4 月 1 日から 29 年 3 月 31 日まで（平成 29 年 3 月 31 日現在で把握）

② 調査対象項目

調査対象の不服申立てとしては、行政不服審査法（新法）に基づく不服申立て（審査請求、再調査の請求及び再審査請求（用語集 17 ページ参照）、旧法に基づく不服申立て（審査請求、異議申立て及び再審査請求（用語集 17 ページ参照））及び行政不服審査法に基づかない不服申立て（裁定の申請、審判の請求、異議の申出など）（※）とした。

また、調査事項としては、不服申立件数、分野別件数、処理件数（平成 28 年 3 月 31 日以前に不服申立てが行われ、平成 28 年度内に処理した件数を含む。）、処理内容（認容、一部認容、棄却、却下等の別。用語集 17～18 ページ参照）、不服申立てから処理までに要した期間、次年度に処理が係属している件数、審理員・行政不服審査会の状況等について把握した。

※ 個別法で独自に設けられている不服申立てについては、行政不服審査法と同様に、行政庁の処分等に対する事後救済手続として設けられているもののみを調査対象とし、行政庁が処分等を行うに当たって利害関係人からの異議の申出を認めるものなど事前救済手続として設けられているものは含まない。

第2 調査結果

1 行政不服審査法（新法）に基づく不服申立て

(1) 不服申立ての概況

ア 不服申立件数（別表1・別表4参照）

平成28年度に各府省等に対して行政不服審査法（新法）に基づき行われた不服申立ては23,574件であり、その内訳をみると、審査請求が22,316件（94.7%）、再調査の請求が1,209件（5.1%）、再審査請求が49件（0.02%）となっている。

① 審査請求

審査請求22,316件の内訳をみると、社会保険関係（※1）が7,869件（35.3%）、出入国管理及び難民認定法関係が5,919件（26.5%）、情報公開・個人情報保護関係（※2）が4,271件（19.1%）等となっている。

※1 健康保険法、厚生年金保険法、船員保険法、国民年金法等に基づくものをいう。

※2 行政機関の保有する情報の公開に関する法律及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律に基づくものをいう。

② 再調査の請求

再調査の請求1,209件の内訳をみると、国税通則法関係が1,024件（84.7%）、国税徴収法関係が145件（12.0%）、関税法関係が20件（1.7%）等となっている。

③ 再審査請求

再審査請求49件の内訳をみると、生活保護法関係が30件（61.2%）、建築基準法関係が11件（22.4%）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律関係が6件（12.2%）等となっている。

イ 処理件数（別表1・別表4参照）

平成28年度に各府省等に対して行政不服審査法（新法）に基づき行われた不服申立て23,574件のうち、処理対象案件は、取り下げられた1,053件（4.5%）、裁決等によらず手続を終了したもの125件（0.5%）を除く22,396件（95.0%）となっている。

このうち、処理済案件は8,935件（39.9%）、未処理案件は13,461件（60.1%）（※）となっている。

※ 未処理件数には、例えば、年度の後半に申し立てられたために年度内に処理が終了できなかった案件も含まれている。

① 審査請求

処理対象案件は、平成28年度中に新規に申し立てられた22,316件のうち、取り下げられた889件（4.0%）及び裁決によらず手続を終了したもの100件（0.4%）を除く21,327件（95.6%）となっている。

このうち、処理済案件は 8,317 件 (39.0%)、未処理案件は 13,010 件 (61.0%) となっている。

処理済件数 8,317 件の内訳をみると、社会保険関係が 4,812 件 (57.9%)、情報公開・個人情報関係が 2,046 件 (24.6%) 等となっている。

② 再調査の請求

処理対象案件は、平成 28 年度中に新規に申し立てられた 1,209 件のうち、取り下げられた 164 件 (13.6%) 及び決定によらず手続を終了したもの 24 件 (2.0%) を除く 1,021 件 (84.4%) となっている。

このうち、処理済案件は 617 件 (60.4%)、未処理案件は 404 件 (39.6%) となっている。

③ 再審査請求

各府省の処理対象案件は、平成 28 年度中に新規に申し立てられた 49 件のうち、裁決によらず手続を終了したもの 1 件 (2.0%) を除く 48 件 (98.0%) となっている。

このうち、処理済案件は 1 件 (2.1%)、未処理案件は 47 件 (97.9%) となっている。

ウ 処理内容 (別表 2・別表 4)

処理済の 8,935 件の処理内容をみると、認容が 445 件 (5.0%)、一部認容が 75 件 (0.8%)、棄却が 5,954 件 (66.6%)、却下が 2,431 件 (27.2%) 等 (用語集 17~18 ページ参照) となっている。

① 審査請求

処理済の 8,317 件の内訳は、認容が 427 件 (5.1%)、一部認容が 36 件 (0.4%)、棄却が 5,471 件 (65.8%)、却下が 2,353 件 (28.3%) 等となっている。

② 再調査の請求

処理済の 617 件の内訳は、認容が 18 件 (2.9%)、一部認容が 39 件 (6.3%)、棄却が 483 件 (78.3%)、却下が 77 件 (12.5%) となっている。

③ 再審査請求

処理済の 1 件は、却下となっている。

エ 処理期間 (別表 3・別表 4 参照)

処理済の 8,935 件について、不服申立てから処理に至るまでに要した期間をみると、「90 日未満」が 4,177 件 (46.7%)、「90 日以上 180 日未満」が 3,762 件 (42.1%)、「180 日以上 270 日未満」が 935 件 (10.5%)、「270 日以上」が 61 件 (0.7%) となっている (※)。

※ 新法は、平成 28 年 4 月 1 日以降にされた処分に対する不服申立てに適用されており、上記の数値は、それらの不服申立てのうち 29 年 3 月 31 日までに処理済となった案件についての内訳である。

① 審査請求

処理済の 8,317 件について、審査請求から処理に至るまでに要した期間をみると、「90 日未満」が 3,775 件 (45.4%)、「90 日以上 180 日未満」が 3,546 件 (42.6%)、「180 日以上 270 日未満」が 935 件 (11.2%)、「270 日以上」が 61 件 (0.7%) となっている。

② 再調査の請求

処理済の 617 件について、再調査の請求から処理に至るまでに要した期間をみると、「90 日未満」が 401 件（65.0%）、「90 日以上 180 日未満」が 216 件（35.0%）となっている。

③ 再審査請求

処理済の 1 件の再審査請求から処理に至るまでに要した期間は、「90 日未満」となっている。

（2）審査請求の手續等の状況

ア 事由の区分、審査請求の提出方法等（別表 5－1 参照）

各府省等に対して申し立てられた審査請求 22,316 件について、事由の区分、審査請求の提出方法等をみると、以下のとおりである。

① 事由の区分

事由の区分をみると、「処分」に対する審査請求が 18,811 件（84.3%）、「不作為」に対する審査請求が 3,303 件（14.8%）、「事実行為」に対する審査請求が 8 件（0.04%）等となっている。

② 提出方法

審査請求の提出方法の内訳をみると、書面（審査請求書）の提出によるもの（「その他」）が 22,294 件（99.9%）、「口頭」によるものが 9 件（0.04%）、「オンライン」によるものが 13 件（0.06%）となっている。

※ 審査請求は、原則として書面（審査請求書）を提出して行うこととされているが、他の法律に特別の定めがある場合には、口頭でもできる（新法第 19 条第 1 項）。また、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成 14 年法律第 151 号）第 3 条の規定により、オンラインでの審査請求が可能な場合がある。

③ 総代の互選

審査請求人の総代（用語集 18 ページ参照）が互選された案件は 30 件となっている。なお、総代の互選命令がなされた案件はない。

④ 審査請求期間を超過しているもの

審査請求時点で審査請求が可能な期間を超過している案件は 211 件であり、このうち、正当な理由があったため、審査請求が受け付けられたものは 14 件（6.6%）となっている。

⑤ 補正命令

補正命令（用語集 18 ページ参照）がなされた案件は 2,456 件（11.0%）となっている。

⑥ 代理人

代理人によって審査請求がなされた案件は 5,304 件（23.8%）である。これらについて代理人の属性（複数回答可）をみると、「社会保険労務士」が 1,307 件（24.6%）、「税理士」が 1,231 件（23.2%）、「弁護士」が 761 件（14.3%）等となっている。

⑦ 参加人

参加人（用語集 18 ページ参照）のあった案件は 65 件である。これらについて参加事由をみると、審理員が必要と認めたものが 62 件（95.4%）、利害関係人からの申出があったものが 3 件（4.6%）となっている。なお、参加人のあった 65 件のうち、参加人から意見書が提出されたものは 35 件（53.8%）となっている。

⑧ 執行停止

審査請求人から執行停止（用語集 18 ページ参照）の申立てがあったものは 38 件であり、このうち、執行停止の申立てを認めたものが 8 件（21.1%）となっている。このほか、審査庁の職権で執行停止が決定されたものが 2 件あり、これらを合わせると、執行停止が決定されたのは 10 件となっている。

イ 審理手続（別表 6-1 参照）

審査請求の審理手続は、個別法で適用が除外されている場合のほか、審査庁が合議制の機関である場合や、審査請求が不適法であることが明らかである場合等を除き、審査庁がその職員のうちから指名する審理員（用語集 18～19 ページ参照）が行うこととされている（新法第 9 条第 1 項）。審理手続についての調査結果は、以下のとおりである。

① 審理員

審理員の指名等の状況については、以下のとおりである。

i) 指名

審査請求（未処理案件を含む。）のうち、個別法で審理員指名の適用が除外されているもの等を除いたものについてみると、平成 29 年 3 月 31 日時点で審理員指名がなされた案件は 327 件（他法によって審理員とみなされるもの（※ 2）を除く。）となっている。

※ 1 調査期間中において審理員（他法で審理員とみなされる場合を含む。）が指名されたのは 5,512 件で、うち 327 件が審理員、5,185 件が審理員とみなされる難民審査参与員である。

※ 2 出入国管理及び難民認定法により学識経験者から任命される難民審査参与員が審理員とみなされているものであり、その内訳（複数回答可）は、学識経験者が 5,184 件、弁護士が 4,830 件、行政機関勤務経験者が 27 件、その他が 4,999 件となっている。

※ 3 処理済案件で審理員が指名されたものは 382 件となっており、このうち、難民審査参与員が審理員とみなされる 283 件を除くと 99 件となる。

ii) 任用形態、属性、勤務形態

未処理案件を含め、審理員指名がなされた 327 件についてみると、審理員の任用形態（複数名いる場合に複数回答可）は、「正規職員」が 319 件、「その他」（※ 1）が 9 件となっている。

※ 1 弁護士等、外部有識者を任期付職員等で任用した場合など（審理員とみなされる難民審査参与員を除く。）

※ 2 処理済案件で審理員が指名された 99 件（難民審査参与員が審理員とみなされるものを除く。）については、「正規職員」が 98 件（99.0%）であり、「その他」の 1 件（1.0%）は外部の学識経験者を任用したものである。

② 審理手続に要した期間

処理済案件で審理員指名がなされた 382 件について、審理員を指名した日から審理手続終了日までの期間をみると、「90 日未満」が 138 件（36.1%）、「90 日以上 180 日未満」が

211件(55.2%)、「180日以上270日未満」が32件(8.4%)、「270日以上」が1件(0.3%)となっている。また、審理手続終結日から審理員意見書提出日までの期間は、「1週間未満」が346件(90.6%)、「1週間以上2週間未満」が25件(6.5%)、「2週間以上3週間未満」が2件(0.5%)、「3週間以上4週間未満」が4件(1.0%)、「4週間以上」が5件(1.3%)となっている。

※ 未処理案件については、審理手続の進捗状況が様々であることから、以下、特に記載がない限り、処理済の8,317件の内訳を記載している。

③ 審理員の交代

処理済案件について審理員が指名された382件のうち、審理員の交代があった案件は4件となっている。

④ 審理手続の承継

審理手続の承継がなされた案件は3件であり、その理由としては、3件とも「審査請求人の死亡に伴う相続」となっている。

⑤ 弁明書及び反論書

弁明書(用語集19ページ参照)が提出された案件は1,495件であり、このうち、審査請求人から反論書(用語集19ページ参照)が提出された案件は518件(34.6%)となっている。

※ 審理手続を経ないで審査請求を却下する場合及び個別法で適用が除外されている場合を除き、審理手続を行う審理員(審理員の指名が不要な場合は審査庁)は、処分庁に弁明書の提出を求めることとされており(新法第29条第2項等)、審査請求人は、反論書(弁明書に対する反論を記載した書面)を任意で提出することができることとされている(新法第30条第1項)。

⑥ 口頭意見陳述

口頭意見陳述(用語集19ページ参照)の申立てがあった案件は415件であり、このうち、実施したものは344件(82.9%)となっている。

⑦ 補佐人帯同

口頭意見陳述を実施した344件のうち、補佐人帯同許可の求めがあった案件は14件であり、このうち、許可したものは13件(92.9%)となっている。

⑧ 参考人の陳述、鑑定、検証

参考人の陳述、鑑定、検証についてみると、審理員の職権によるものが112件、審査請求人又は参加人から申立てがあったものは5件となっている。これら117件のうち、参考人が陳述、鑑定、検証を断ったものが1件あったため、実施された案件は116件(99.1%)となっている。

⑨ 争点整理手続

争点整理手続(新法第37条等に基づく審理手続の申立てに関する意見聴取手続。用語集19ページ参照)が行われた案件は595件となっている。

⑩ 証拠書類等の閲覧・写しの交付

証拠書類等の閲覧・写しの交付についてみると、閲覧の求めのあった案件は56件で、このうち実施した案件は48件(85.7%)となっている。また、写しの交付の求めのあった案

件は 135 件で、このうち実施した案件は 120 件（88.9%）となっている。

⑪ 閲覧・写しの交付の実施までに要した期間

閲覧又は写しの交付を実施までに要した期間をみると、「1 週間未満」が 19 件、「1 週間以上 2 週間未満」が 8 件、「2 週間以上 3 週間未満」が 31 件、「3 週間以上 4 週間未満」が 20 件、「4 週間以上」が 62 件となっている。

⑫ 写しの交付手数料の減免

写しの交付に係る手数料の減免が行われた案件はない。

ウ 行政不服審査会への諮問（別表 7 参照）

審査請求については、審査庁である各省大臣等は、個別法で適用が除外されている場合のほか、処分をする際に他の第三者機関の関与がある場合（新法第 43 条第 1 項第 1 号）、裁決をする際に他の第三者機関の関与がある場合（同項第 2 号）、審査請求が不適法である場合（同項第 6 号）等を除き、行政不服審査会（用語集 19 ページ参照）に諮問することとされている（同項）。この行政不服審査会への諮問手続についての調査結果は、以下のとおりである。

① 諮問件数

未処理案件についてみると、個別法で適用が除外されている場合等を除いた 327 件のうち、行政不服審査会に諮問された案件は 13 件である（※）。諮問が行われていない件数 314 件についてその理由をみると、諮問の要否が未確定であるもののほか、新法第 43 条第 1 項第 6 号（上記参照）に該当するものが 48 件、同項第 1 号（上記参照）に該当するものが 99 件、同項第 2 号（上記参照）に該当するものが 50 件等となっている。

※ 処理済案件についてみると、行政不服審査会に諮問された案件は 3 件となっている。

② 答申までの期間

行政不服審査会への諮問から答申までの期間についてみると、「90 日未満」が 2 件、「90 日以上 180 日未満」が 1 件となっている。

※ 未処理案件については、審理手続の進捗状況が案件ごとに様々であることから、以下、特に記載がない限り、行政不服審査会に諮問されて処理済の 3 件の内訳について記載している。

③ 諮問手続中に取下げのあったもの

諮問手続中に取下げのあった案件はない。

④ 参考人の陳述、鑑定

参考人の陳述、鑑定等を行った案件はない。

⑤ 口頭意見陳述

口頭意見陳述の申立てがあった案件はなく、したがって、補佐人帯同許可の求めがあった案件もない。

⑥ 提出資料の閲覧・写しの交付

提出資料の閲覧・写しの交付について求めのあった案件はない。

⑦ 答申内容

答申内容についてみると、「棄却相当」が 2 件、「認容相当」が 1 件となっている。

エ 裁決（別表 8－1 参照）

審査請求 22,316 件のうち、処理済の 8,317 件における裁決結果についての調査結果は、以下のとおりである。

※ 以下の①～⑥は、特に記載がない限り、処理済の 8,317 件の内訳である。

① 処理内容

処理内容については、3 ページの「(1) 不服申立ての概況 ウ 処理内容 ①審査請求」を参照。

認容及び一部認容裁決の計 463 件について、その理由をみると、「違法」が 17 件、「不当」が 441 件となっており、「違法かつ不当」はない。

また、却下裁決 2,353 件について、その理由をみると、「処分性が無い」が 2,122 件、「審査請求期間の超過」が 146 件等となっている。

② 事情裁決

事情裁決（新法第 45 条第 3 項に基づく棄却裁決。用語集 19～20 ページ参照）が行われた案件はない。

③ 申請認容裁決に伴う措置

申請認容（一部認容を含む。）裁決のうち、これに伴う措置（新法第 46 条第 2 項等。用語集 20 ページ参照）をとった案件は 137 件となっている。

④ 審理員意見書と裁決の内容が異なるもの

審理員が指名された処理済の 382 件中、審理員意見書と裁決の内容が異なるものは 2 件であり、その理由としては、2 件とも「審理員意見書に不当性がある」とされている。

⑤ 答申と裁決の内容が異なるもの

答申と裁決の内容が異なる案件はない。

⑥ 裁決の内容の公表

裁決の内容を公表した案件は 53 件となっている。裁決の内容が公表されなかった理由（複数回答）をみると、「個人が特定されるため」としているものが 7,914 件等となっている。

⑦ 行政事件訴訟法による訴訟が提起されたもの

行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）による訴訟が提起された案件は 12 件となっている。

(3) 再調査の請求の手續等の状況

ア 事由の区分、再調査の請求の提出方法等（別表 5－2 参照）

各府省等に対して申し立てられた再調査の請求 1,209 件についての調査結果は、以下のとおりである。

※ 以下の①～⑦は、特に記載がない限り、再調査の請求の申立件数 1,209 件の内訳である。

① 事由の区分

事由の区分をみると、「処分」に対する再調査の請求が 1,181 件（97.7%）、「事実行為」に対する再調査の請求が 12 件（1.0%）等となっている。

② 提出方法

再調査の請求の提出方法をみると、全 1,209 件が書面（再調査の請求書）の提出によるも

の（「その他」）となっている。

※ 再調査の請求は、原則として書面（再調査の請求書）を提出して行うこととされている（新法第19条1項・第61条）。

③ 総代の互選

再調査の請求人の総代（用語集18ページ参照）が互選された案件は8件となっている。なお、総代の互選命令がなされた案件はない。

④ 再調査の請求期間を超過しているもの

再調査の請求期間を超過している案件は3件であり、正当な理由のあったものはない。

⑤ 補正命令

補正命令（用語集18ページ参照）がなされた案件は193件（16.0%）となっている。

⑥ 代理人

代理人によって再調査の請求がなされた案件は763件である。これらについて代理人の属性（複数回答可）をみると、「税理士」が576件（75.5%）、「弁護士」が156件（20.4%）、「行政書士」が8件（1.0%）等となっている。

⑦ 参加人

参加人（用語集18ページ参照）のあった案件は14件であり、意見書が提出されたものはない。また、参加事由をみると、14件全てが処分庁において必要と認めたものとなっている。

イ 決定（別表8-2参照）

再調査の請求1,209件のうち、処理済の617件における決定内容についての調査結果は以下のとおりである。

※ 以下の①～③は、特に記載がない限り、処理済の617件の内訳である。

① 処理内容

処理内容については、3ページの「（1）不服申立ての概況 ウ処理内容 ②再調査の請求」を参照。

認容及び一部認容決定計57件のうち、理由についてみると、「違法」が50件（87.7%）、「不当」が7件（12.3%）となっており、「違法かつ不当」はない。

また、却下決定77件のうち、理由についてみると、「処分性が無い」が19件（24.7%）、「再調査の請求期間の超過」が6件（7.8%）、「再調査の請求ができない」が2件（2.6%）等となっている。

② 決定の内容の公表

決定の内容を公表した案件は607件（98.4%）となっている。

③ 行政事件訴訟法による訴訟が提起されたもの

行政事件訴訟法による訴訟が提起された案件は14件となっている。

（4）再審査請求の手續等の状況

ア 事由の区分、再審査請求の提出方法等（別表5-3参照）

各府省等に対して申し立てられた再審査請求49件についての調査結果は、以下のとおりで

ある。

※ 以下の①～⑦は、特に記載がない限り、再審査請求の申立件数 49 件の内訳である。

① 事由の区分

事由の区分をみると、「処分」に対する再審査請求が 43 件（87.8%）等となっている。

② 提出方法

再審査請求の提出方法をみると、49 件の全てが書面（再審査請求書）の提出によるもの（「その他」）となっており、「口頭」によるもの、「オンライン」によるものはない。

※ 審査請求は、原則として書面（審査請求書）を提出して行うこととされているが、他の法律に特別の定めがある場合には、口頭ですることとできる（新法第 19 条第 1 項・第 66 条第 1 項）。また、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成 14 年法律第 151 号）第 3 条の規定により、オンラインでの審査請求が可能な場合がある。

③ 総代の互選

再審査請求人の総代（用語集 18 ページ参照）が互選されたものはない。

④ 再審査請求期間を超過しているもの

再審査請求期間を超過している案件は 1 件であり、正当な理由のあったものはない。

⑤ 補正命令

補正命令（用語集 18 ページ参照）がなされた案件は 9 件（18.4%）となっている。

⑥ 代理人

代理人によって再審査請求がなされた案件は 2 件である。これらについて代理人の属性（複数回答可）をみると、「弁護士」が 1 件等となっている。

⑦ 参加人

参加人（用語集 18 ページ参照）のあった案件はない。

⑧ 執行停止

審査請求人から執行停止（用語集 18 ページ参照）の申立てがあったものは 2 件であるが、いずれも執行停止は認められていない。なお、審査庁の職権で執行停止を決定したものはない。

イ 審理手続（別表 6－2 参照）

再審査請求 49 件のうち、処理済案件は 1 件であり、これについて審理員は指名されていない。

※ 未処理案件を含め、審理員が指名された案件は、再審査請求 49 件中、16 件（32.7%）である。

ウ 裁決（別表 8－3 参照）

再審査請求 49 件のうち、処理済の 1 件は却下されたものである。

（5）審査請求の処理体制（別表 9 参照）

審査請求の処理体制について、各府省等 25 機関の調査結果は、以下のとおりである。

① 標準審理期間

各府省等 25 機関のうち、新法で設定が努力義務とされている標準審理期間について、全ての手続について設定している機関はなく、一部の手続について設定している機関は 5 機関 (20.0%)、未設定の機関は 20 機関 (80.0%) となっている。

今後の標準審理期間の設定について検討を実施していると回答した機関は 13 機関 (52.0%) であり、このうち全ての手続について標準審理期間の設定を検討していると回答した機関は 2 機関 (15.4%)、一部の手続について設定を検討していると回答した機関は 1 機関 (7.7%)、検討の結果として設定の予定なしと回答した機関は 9 機関 (69.2%) 等となっている。また、未設定の理由 (複数回答可) としては、「過去に実績がない不服申立てであり設定が困難であるため」と回答した機関が 14 機関、「行政庁の責めに帰さない事情により審理に要する期間が変動し設定が困難であるため」と回答した機関が 12 機関となっている。

設定済の標準審理期間の公表状況を見ると、対外的に公表している機関は 4 機関 (16.0%) であり、公表方法 (予定を含む。複数回答可) についてみると、「ホームページ」と回答した機関が 5 機関、「事務所に備付け」及び「求めに応じ提示」と回答した機関がそれぞれ 1 機関等となっている。

② 審理員候補者名簿

各府省等 25 機関のうち、新法で設定が努力義務とされている審理員候補者名簿を作成している機関は 4 機関 (16.0%) となっている。また、未作成だが検討中であると回答した機関は 4 機関 (16.0%) であり、未作成の理由 (複数回答可) についてみると、「審査請求の実績が少ないため」と回答した機関が 11 機関、「審査請求の態様が多種多様であるため」と回答した機関が 4 機関、「行政庁の規模が小さいため」と回答した機関が 3 機関等となっている。

また、審理員候補者名簿を作成している 4 機関は、いずれも審理員候補者名簿を対外的に公表しており、未作成の機関も含め公表方法 (予定を含む。複数回答可) についてみると、「ホームページ」と回答した機関が 5 機関、「事務所に備付け」と回答した機関が 1 機関等となっている。

③ 審理員補助者

各府省等 25 機関のうち、11 機関 (44.0%) が審理員補助者を活用している。

④ 裁決の公表方法

各府省等 25 機関のうち、裁決の公表方法 (予定を含む。複数回答可) についてみると、「行政不服審査裁決・答申データベース」と回答した機関が 13 機関、「検討中」と回答した機関が 10 機関、「求めに応じ提示」と回答した機関が 5 機関、「ホームページ」と回答した機関が 2 機関等となっている。

2 旧法に基づく不服申立ての処理状況 (別表 10 参照)

ア 審査請求

① 申立件数

平成 27 年度以前に申し立てられ、平成 28 年度に処理が係属している審査請求が 7,981 件 (83.4%)、平成 28 年度に申し立てられ旧法が適用される審査請求が 1,587 件 (16.6%) であり、計 9,568 件となっている。

② 処理件数

旧法が適用される審査請求 9,568 件のうち、処理済案件は 3,412 件 (35.7%) であり、処理内容をみると、「認容 (容認)」が 512 件 (15.0%)、「棄却」が 2,589 件 (75.9%)、「却下」が 311 件 (9.1%) となっている。

③ 処理期間

処理済の 3,412 件について、処理期間をみると、「6 月未満」が 614 件 (18.0%)、「6 月以上 1 年未満」が 2,371 件 (69.5%)、「1 年以上 2 年未満」が 237 件 (6.9%)、「2 年以上」が 190 件 (5.6%) となっている。

④ 取下げ件数

旧法が適用される審査請求 9,568 件のうち、取下げ案件は 188 件 (2.0%) となっている。

⑤ 裁決によらず手続を終了した件数

旧法が適用される審査請求 9,568 件のうち、裁決によらず手続を終了した案件は 17 件であり、その理由をみると、「不服申立人の死亡・解散によるもの」が 2 件等となっている。

⑥ 未処理件数

旧法が適用される審査請求 9,568 件のうち、未処理案件は 5,951 件 (62.2%) であり、このうち、未処理期間が 3 年未満のものが 5,255 件 (88.3%)、3 年以上のものが 696 件 (11.7%) となっている。

未処理期間が 3 年以上のもの 696 件について、その理由をみると、「不服申立て後の事情の変化により審理が困難になったもの」が 476 件 (68.4%)、「1 つの処分に対して大量の不服申立てがなされ処理が困難なもの」が 99 件 (14.2%) 等となっている。

イ 異議申立て

① 申立件数

平成 27 年度以前から係属している異議申立ては 15,413 件 (94.8%)、28 年度に申し立てられ旧法が適用される異議申立てが 837 件 (5.2%) であり、計 16,250 件となっている。

② 処理件数

旧法が適用される異議申立て 16,250 件のうち、処理済案件は 3,752 件 (23.1%) であり、処理内容をみると、「認容 (容認)」が 186 件 (5.0%)、「棄却」が 3,264 件 (87.0%)、「却下」が 302 件 (8.0%) となっている。

③ 処理期間

処理済の 3,752 件について、処理期間をみると、「6 月未満」が 1,447 件 (38.6%)、「6 月以上 1 年未満」が 503 件 (13.4%)、「1 年以上 2 年未満」が 567 件 (15.1%)、「2 年以上」が 1,235 件 (32.9%) となっている。

④ 取下げ件数

旧法が適用される異議申立て 16,250 件のうち、取下げ案件は 828 件 (5.1%) となっている。

⑤ 決定によらず手続を終了した件数

旧法が適用される異議申立て 16,250 件のうち、決定によらず手続を終了した案件は 20 件であり、その理由をみると、「不服申立人の死亡・解散によるもの」が 3 件等となっている。

⑥ 未処理件数

旧法が適用される異議申立て 16,250 件のうち、未処理案件は 11,650 件 (71.7%) であり、このうち、未処理期間 3 年未満のものが 9,672 件 (83.0%)、3 年以上のものが 1,978 件 (17.0%) となっている。

未処理期間 3 年以上のものについて、その理由をみると、「1 つの処分に対して大量の不服申立てがなされ処理が困難なもの」が 1,010 件 (51.1%) 等となっている。

ウ 再審査請求

① 申立件数

平成 27 年度以前から係属している再審査請求は 8,571 件 (78.9%)、28 年度に申し立てられ旧法が適用される再審査請求が 2,296 件 (21.1%) であり、計 10,867 件となっている。

② 処万件数

旧法が適用される再審査請求 10,867 件のうち、処理済案件は 5,368 件 (49.4%) であり、処理内容をみると、「認容 (容認)」が 198 件 (3.7%)、「棄却」が 4,512 件 (84.1%)、「却下」が 658 件 (12.3%) となっている。

③ 処理期間

処理済の 5,368 件について、処理期間をみると、「6 月未満」が 368 件 (6.9%)、「6 月以上 1 年未満」が 2,561 件 (47.7%)、「1 年以上 2 年未満」が 1,041 件 (19.4%)、「2 年以上」が 1,398 件 (26.0%) となっている。

④ 取下げ件数

旧法が適用される再審査請求 10,867 件のうち、取下げ案件は 216 件 (2.0%) となっている。

⑤ 裁決によらず手続を終了した件数

旧法が適用される再審査請求 10,867 件のうち、裁決によらず手続を終了した案件は 1 件であり、その理由をみると、「不服申立人の死亡・解散によるもの」とされている。

⑥ 未処万件数

旧法が適用される再審査請求 10,867 件のうち、未処理案件は 5,282 件 (48.6%) であり、このうち、未処理期間が 3 年未満のものが 4,833 件 (91.5%)、3 年以上のものが 449 件 (8.5%) となっている。

未処理期間が 3 年以上のもの 449 件について、その理由をみると、「不服申立て後の事情の変化により審理が困難になったもの」が 426 件 (94.9%) 等となっている。

3 行政不服審査法に基づかない不服申立て (新法施行後)

(1) 不服申立ての状況 (別表 1 参照)

新法施行 (平成 28 年 4 月 1 日) 以後の処分に対し、平成 28 年度に各府省等に対して行政不服審査法に基づかない不服申立て (※) がなされた案件は 25,777 件であり、その内訳をみると、工業所有権関係が 21,384 件 (83.0%)、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律及び少年院法関係 4,142 件 (16.1%) 等となっている。

※ 工業所有権関係 (特許法、商標法及び意匠法に基づくもの (審判の請求等) をいう)、刑事収容施設、被収容者等の処遇に関する法律、少年院法関係等

(2) 不服申立ての処理の状況（別表 1、2 及び 3 参照）

① 処理件数

各府省等の処理対象案件は、平成 28 年度中に新規に申し立てられた 25,777 件のうち、取り下げられた 957 件（3.7%）及び裁決等によらず手続を終了したもの 143 件（0.6%）を除く 24,677 件（95.7%）となっている。

このうち、処理済案件は 13,504 件（52.4%）であり、未処理案件は 11,173 件（43.3%）（※）となっている。

処理済の 13,504 件の内訳をみると、工業所有権関係 10,175 件（75.3%）、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律及び少年院法関係 3,302 件（24.5%）等となっている。

※ 未処理件数には、例えば、年度の後半に申し立てられたために年度内に処理が終了できなかった案件も含まれている。

② 処理内容

処理済の 13,504 件の処理内容をみると、認容が 9,194 件（68.1%）、一部認容が 11 件（0.1%）、棄却が 1,569 件（11.6%）、却下が 2,696 件（20.0%）等となっている。

③ 処理期間

処理済の 13,504 件について、申立てから処理に至るまでに要した期間をみると、「90 日未満」が 10,000 件（74.1%）、「90 日以上 180 日」が 2,388 件（17.7%）、「180 日以上 270 日未満」が 799 件（5.9%）、「270 日以上」が 317 件（2.3%）となっている。

(3) 事由の区分、不服申立ての提出方法等（別表 5-4 参照）

※ 以下の①～③は、特に記載がない限り、不服申立件数 25,777 件の内訳である。

① 事由の区分

事由の区分をみると、「処分」に対する不服申立てが 25,635 件（99.4%）となっている。

② 不服申立ての提出方法

不服申立ての提出方法をみると、「オンライン」によるものが 19,554 件（75.9%）、書面（不服申立書）の提出によるもの（「その他」）が 6,223 件（24.1%）となっている。

③ 総代の互選

不服申立人の総代が互選された案件はない。

④ 不服申立期間を超過しているもの

不服申立期間を超過している案件は 230 件であり、このうち、正当な理由のあった案件はない。

⑤ 補正命令

補正命令がなされた案件は 260 件となっている。

⑥ 代理人

代理人によってなされた案件は 19,433 件である。これらについて代理人の属性（複数回答可）をみると、「弁護士」が 312 件等となっている。

⑦ 参加人

参加人のあった案件はない。

(4) 裁決等（別表8-4参照）

(1) の不服申立件数 25,777 件のうち、処理済の 13,504 件における裁決等の結果についての調査結果は、以下のとおりである。

※ 以下の①～③は、特に記載がない限り、処理済の件数 13,504 件の内訳である。

① 裁決内容

裁決等の内容についてみると、「認容」が 9,194 件 (68.1%)、「一部認容」が 11 件 (0.1%)、「棄却」が 1,569 件 (11.6%)、「却下」が 2,696 件 (20.0%) 等となっている。

認容及び一部認容裁決等計 9,205 件について、理由をみると、「違法」が 9,196 件、「不当」が 9 件となっており、「違法かつ不当」はない。

また、却下裁決等 2,696 件について、理由をみると、「処分性が無い」が 444 件 (16.5%)、「不服申立て期間の超過」が 268 件 (9.9%)、「不服申立書の不備が補正されない」が 27 件 (1.0%)、「審査庁が違う」が 22 件 (0.8%) 等となっている。

② 裁決等の内容の公表

裁決等の内容を公表した案件は 10,115 件 (74.9%) となっている。裁決等の内容が公表されなかった理由（複数回答可）をみると、「個人が特定されるため」としているものが 3,320 件等となっている。

③ 行政事件訴訟法による訴訟が提起されたもの

行政事件訴訟法による訴訟が提起された案件は 24 件となっている。

4 行政不服審査法に基づかない不服申立て（新法施行前）の処理状況（別表 10 参照）

(1) 申立件数

新法施行前の処分に対しなされた行政不服審査法に基づかない不服申立てのうち、平成 27 年度以前に申し立てられ、28 年度に処理が係属しているものは 18,417 件 (42.6%)、28 年度に申し立てられたものは 24,829 件 (57.4%) であり、計 43,246 件となっている。

(2) 処理件数

(1) の不服申立件数 43,246 件のうち、処理済案件は 27,995 件 (64.7%) であり、このうち処理内容を見ると、「認容」が 18,337 件 (65.5%)、「棄却」が 8,790 件 (31.4%)、「却下」が 868 件 (3.1%) となっている。

(3) 処理期間

処理済の 27,995 件について、処理期間をみると、「6 月未満」が 15,972 件 (57.1%)、「6 月以上 1 年未満」が 4,825 件 (17.2%)、「1 年以上 2 年未満」が 6,558 件 (23.4%)、「2 年以上」が 640 件 (2.3%) となっている。

(4) 取下げ件数

(1) の不服申立件数 43,246 件のうち、取下げ案件は 1,332 件 (3.1%) となっている。

(5) 裁決等によらず手続を終了した件数

(1) の不服申立件数 43,246 件のうち、裁決等によらず手続を終了した案件は 42 件であり、その理由は、「不服申立人の死亡・解散によるもの」が 1 件等となっている。

(6) 未処理件数

(1) の不服申立件数 43,246 件のうち、未処理案件は 13,877 件 (32.1%) であり、このうち、未処理期間「3年未満」のものが 13,714 件 (98.8%)、「3年以上」のものが 163 件 (1.2%) となっている。

未処理期間 3年以上のもの 163 件について、その理由をみると、「不服申立て後の事情の変化により審査が困難になったもの」が 3 件、「不服申立人の死亡・解散により取扱いが困難なもの」が 2 件等となっている。

(参考 1)

用語集

※ページ番号は初出ページ

【行政不服審査法】(1 ページ)

行政庁の処分その他の公権力に当たる行為（以下「処分」という。）に関する不服申立ての一般的な制度を定めた法律。昭和 37 年に制定され（旧法：昭和 37 年法律第 160 号）、平成 26 年に全面改正された（新法：平成 26 年法律第 68 号。平成 28 年 4 月施行）。概要は、20 ページ「参考 2」を参照。

【審査請求】(1 ページ)

新法及び旧法による不服申立ての類型の一つ。

旧法においては、処分庁等（処分をした行政庁又は不作為に係る行政庁をいう。以下同じ。）以外の行政庁に対して行う不服申立てとされており（旧法第 3 条第 2 項）、処分についての審査請求は、処分庁（処分をした行政庁をいう。以下同じ。）に上級行政庁がある場合のほか、法律（条例に基づく処分については、条例を含む。）に特に定めがある場合に行うことができることとされていた（旧法第 5 条）。

新法においては、旧法における異議申立てに相当する部分も含め、基本的な不服申立ての類型が審査請求に一元化され、処分庁等に上級行政庁があるか否かにかかわらず、審査請求によることとされている（新法第 2 条）。

【再調査の請求】(1 ページ)

新法による不服申立ての類型の一つで、個別法に特別の定めがある場合に、審査請求の前段階の手続として、処分庁に対して行うことができる（新法第 5 条）。

【再審査請求】(1 ページ)

新法及び旧法による不服申立ての類型の一つで、個別法に特別の定めがある場合等に、審査請求の裁決を経た後に行う不服申立てのこと（新法第 8 条、旧法第 8 条）。

【異議申立て】(1 ページ)

旧法による不服申立ての類型の一つで、処分庁等に対して行う不服申立てのこと（旧法第 3 条第 2 項）。

処分についての異議申立ては、処分庁に上級行政庁がない場合のほか、法律に特に定めがある場合に行うことができることとされていた（旧法第 6 条）。

【認容】(1 ページ)

裁決等の態様の一つで、不服申立てについて理由があるとして、不服申立人の主張を認め、原処分を取消し等を行うこと（新法第 46 条第 1 項等）。

【一部認容】（1 ページ）

裁決等の態様の一つで、不服申立てについて一部に理由があるとして、不服申立人の主張を一部認める（原処分の一部取消し等を行う）こと（新法第 46 条等）。

【棄却】（1 ページ）

裁決等の態様の一つで、不服申立てについて、理由がないとして、不服申立人の主張を認めないこと（新法第 45 条第 2 項等）。

【却下】（1 ページ）

裁決等の態様の一つで、法定の不服申立期間を超過しているなどの場合に、不服申立てが不適法として（本案の審理を行わずに）退けること（新法第 45 条第 1 項等）。

【総代】（4 ページ）

多数の人が共同して審査請求などの不服申立てをしようとするときに、共同不服申立人が互選により選任する手続を行う代表者のこと。審理員等（不服申立ての審理手続を行う審理員、審査庁等をいう。以下同じ。）は、必要があると認めるときは、総代の互選を命ずることができる（新法第 11 条第 2 項等）。総代は、他の共同不服申立人のために、不服申立ての取下げを除き、その不服申立てに関する一切の行為をすることができる（同条第 3 項等）。

【補正命令】（4 ページ）

不服申立てを受けた行政庁が、審査請求書などの不服申立書に不備がある場合に、不服申立人に対し、その不備を補正するよう命ずるもの（新法第 23 条等）。

【参加人】（4 ページ）

不服申立ての手続に参加する利害関係人のこと。利害関係人は、審理員等の許可を得て参加することができ（新法第 13 条第 1 項等）、審理員等は、必要があると認める場合には、利害関係人の参加を求めることができる（同条第 2 項等）。

参加人は、審理手続において、手続に参加した事件に関する意見書を提出することができる（新法第 30 条第 2 項等）。

【執行停止】（5 ページ）

不服申立人の権利利益を保護するため、裁決等までの間の暫定的な措置として設けられている制度で、審査庁等は、必要があると認めるときは、不服申立人の申立てにより、処分の効力やその執行の停止の措置をとることができることとされている。審査庁等が処分庁やその上級行政庁である場合には、職権により行うこともできる（新法第 25 条等）。

【審理員】（5 ページ）

審査庁（審査請求を受けた行政庁をいう。以下同じ。）等の指名により、審理手続を行う職員のこと

と。新法において新たに設けられたもので、委員会等が審査庁である場合や、審査請求が不適法であることが明らかである場合等を除き、審査請求の審理手続は、審査庁ではなく審理員が行うこととされている（新法第9条第1項）。

審理員は、弁明書の提出要求や口頭意見陳述の実施などの審理手続を主宰することとされており、審理手続の終結後は、その結果を審理員意見書として審査庁に提出することとされている（新法第42条）。

【弁明書】（6ページ）

審査請求の審理手続において、処分庁がその弁明（主張）を記載し、提出する書面のこと。審理員は、審査庁から指名を受けたときは、処分庁に対し弁明書の提出を求めるものとされている（新法第29条第2項）。

【反論書】（6ページ）

審査請求の審理手続において、処分庁が提出した弁明書に対する審査請求人の反論を記載した書面のこと。弁明書が提出された場合に、審査請求人が任意で提出することができる（新法第30条第1項）。

【口頭意見陳述】（6ページ）

審査請求の審理手続等において、審査請求人等又は参加人の申立てにより行われる、口頭による陳述のこと。審理員等は、口頭意見陳述の申立てがあつた場合には、陳述の機会を与えることが困難であると認められる場合を除き、口頭意見陳述を実施しなければならない（新法第31条第1項等）。口頭意見陳述の申立てをした者は、口頭意見陳述に際し、許可を得て補佐人（専門知識をもって申立人の陳述を補佐・援助する第三者）を帯同することができる。（同条第3項等）。

【争点整理手続】（6ページ）

審理員等が、審理が必要な事項が多数にわたる、錯綜しているなどにより、審理手続を計画的に遂行する必要があると認める場合に、争点整理等を行うために審査請求人や処分庁を招集して行う審理手続の申立てに関する意見聴取のこと（新法第37条等）。

【行政不服審査会】（7ページ）

新法に基づき、審理員が行った審理手続の適正性や審査庁の判断の妥当性をチェックすることを目的に総務省に置かれた機関（審議会等）で、審査庁である各省大臣等からの諮問を受けて調査審議を行い、答申を行う。なお、地方公共団体に対する審査請求については、地方公共団体に置かれる同様の機関が諮問を受けることとされている（新法第43条第1項）。

【事情裁決】（8ページ）

不服申立てに係る処分が違法・不当であるものの、取り消すと著しく公益を害する（公共の福祉に適合しない）場合に行うことができる棄却裁決のこと。

この場合、審査庁は、裁決の主文で、当該処分が違法又は不当であることを宣言しなければならない

い（新法第 45 条第 3 項等）。

【申請認容裁決に伴う措置】（8 ページ）

申請拒否処分（許認可等の申請を却下・棄却する処分）の取消しを求める審査請求を認容してその申請拒否処分を裁決で取り消す場合等に、裁決に併せて行う、元の申請を認容する処分を行う措置。審査庁は、申請拒否処分を取り消す場合において、元の申請に対して一定の処分を行うべきであると認めるときは、この措置をとることとされている（新法第 46 条第 2 項）。

行政不服審査法(新法)の概要

<目的>

簡易迅速かつ公正な手続の下で広く行政庁に対する不服申立てをすることができるとともに、**行政の適正な運営を確保** (行政庁の処分に関する不服申立てについての一般法(国・地方を問わず、行政庁の処分に幅広く適用))

<不服申立ての対象等>

【対象】

○行政庁の全ての**処分・申請に対する不作為**
 ※特に不服申立てができない旨の定めがある場合を除く。

【資格】

○処分に**不服がある者** (不作為の場合は申請をした者)
 ※処分により自己の権利・法律上保護された利益を侵害され、又は必然的に侵害されるおそれのある者として解されている。
 (取消訴訟の原告適格と同範囲)

【不服申立期間】

○処分があったことを知った日の翌日から起算して**3か月** (原則)
 ※正当な理由がある場合は、この限りでない。

【処理(裁決・決定)】

○申立てに理由あり ⇒ **認容**
 ○申立てに理由なし ⇒ **棄却**
 ○申立てが不適法 ⇒ **却下**
 ・処分の場合 原処分の**取消し・変更**
 ・不作為の場合 不作為が**違法・不当**である旨を宣言
 ※裁決の際に、申請に対する一定の処分(申請認容等)をする(よう処分庁等に命ずる)ことが可能

<審査請求の基本的な流れ>

